

(添付1)



- 注1 表示の中の数字は、次世代育成支援対策推進法第十三条に基づく認定を受けた最後の年の西暦年数を表すものとする。
- 2 表示の中の星は、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主がこれまでに受けた同法第十三条の認定の回数を表すものとする。
- 3 色彩はピンク色とする。ただし、ピンク色とすることが不適当な場合にあっては、黒色としてもよい。

○厚生労働省告示第百一十一号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年厚生労働省告示第四百五十二号（次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示）の全部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に同法第十三条の申請を行った同法第十二条第一項に規定する一般事業主及び次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第三十一号）附則第二条第三項の規定に基づき同法第十三条の申請を行った同法第十二条第一項に規定する一般事業主に係る同法第十四条第一項の表示については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久